

ID: 89

担当部署: 総務課

処分の概要	支援金の交付		
例規名 根拠条項	八頭町被災者住宅再建支援事業助成条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第101号		
<p>【根拠条文】 (支援金の交付) 第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる対象事業を行う同表の第3欄に掲げる対象世帯に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日